

イベントが非営利である場合の定義

以下の(1)～(2)の要件をすべて満たすとき

- (1) 営利を目的としない
- (2) イベントへの入場料金を徴収しない

ただし、次に掲げる場合などは、「イベントが非営利である場合」に該当せず、「イベントが営利を目的とする場合」の貸し出し料のお支払いが必要となります。

ご自身のケースが該当するかどうか分からない場合や、その他ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

- (1) 商品展示会、住宅展示会（分譲住宅、分譲宅地、モデルハウス、総合・単独住宅展示場など）などの販売促進営業活動に伴う収益目的の行事
- (2) 非営利法人であっても収益事業の中で利用する場合
- (3) 入場料（名目を問わない）があるとき、あるいは、配布を目的とした整理券を有料で配布し、その整理券がなければ入場できないとき
- (4) 特定の商品や、プログラムなどを購入した方でなければ入場できないとき